

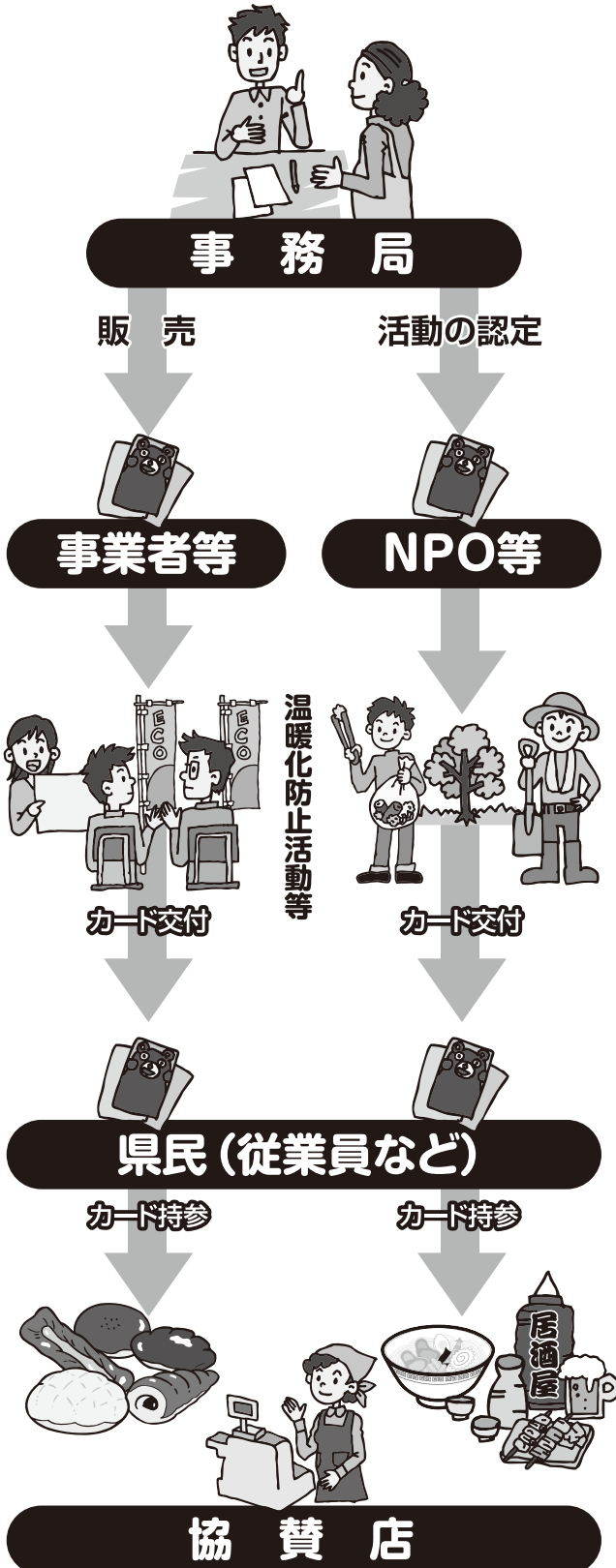
# 熊本県エコくまポイント制度

運用期間／平成24年7月～平成25年3月31日

※開始日は、事務局にお尋ねいただくか、くもと温暖化対策センターのホームページでご確認ください。

目的／温暖化防止活動を中心とするエコ活動(行動)に継続的に取り組む県民の増加を図り  
概要／要／ます。

認定した温暖化防止活動(行動)を実施した人に、認定を受けたNPO等環境活動団体が、エコくまポイントを交付します。エコくまポイントは協賛店で使用できます。



## 協賛店 (事業者)

既存のサービスを登録し、エコくまポイントを持参した県民に、登録したサービスを提供いただきます。(自社事業の告知、社会的イメージの向上に役立て、業績の向上を図ってください。)

## 事業者

(活用例)

- ・自身が実施する環境イベント等の活動に参加した県民に対して、事務局から購入いただいたエコくまポイントを交付します。
- ・社内で推奨する社会貢献活動等に参加した従業員に交付します。
- ・グリーンオフィス活動を積極的に展開することを目的として、従業員に交付します。

## NPO等 環境活動 団体

事務局から認定を受けた温暖化防止活動を中心とするエコ活動に参加した県民へポイントを交付します。

★ポイントカードを購入いただいた事業者の方々は、環境活動の支援者として広く広報します。

お問い合わせ／

NPO法人くもと温暖化対策センター  
☎096-356-4840 (月～金 10:00～17:00)